

令和 7 年度 奈良県道路鉄道連絡会議

日時：令和 7 年 10 月 31 日（金）14：00～

場所：奈良国道事務所 4F 会議室（Web 併用）

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（1）道路鉄道連絡会議について【資料 1】

（2）道路鉄道連絡会議の規約変更【資料 2】

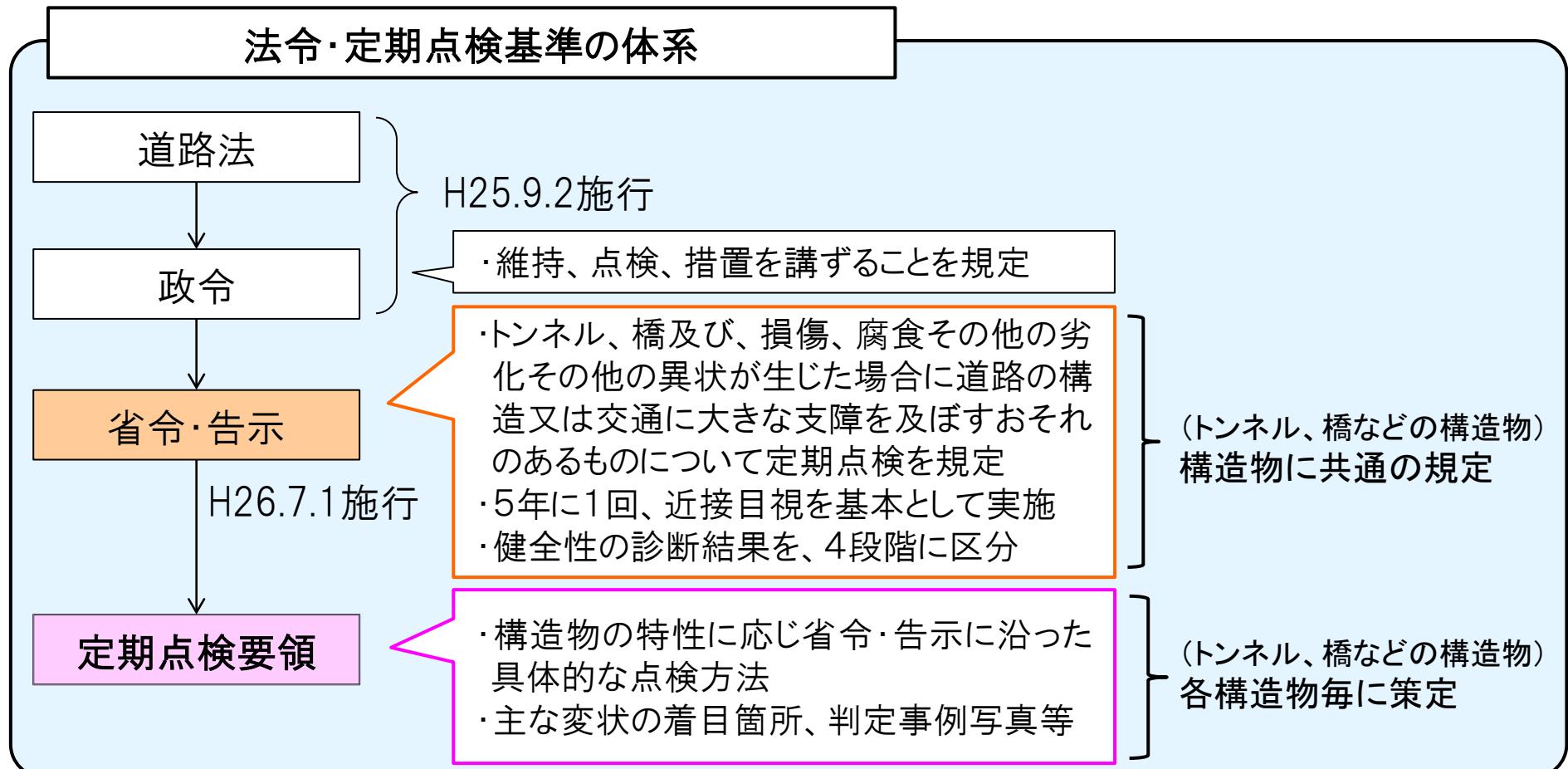
（3）跨線橋の点検結果及び修繕状況について【資料 3】

4. 閉 会

道路鉄道連絡会議の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)

➤ 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

通達の概要

通達本文

- ①点検計画の協議にあわせ、点検結果を踏まえた修繕工事の協議開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ②緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ③点検計画、修繕工事計画について、地方整備局(メンテナンス会議会長)が一括して協議
- ④協議の実施にあたり、「道路鉄道連絡会議(仮称)」を設置

(別紙1)

確認書(案)

(別紙2)

協定書(案)

- メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書(案)」を添付
- 修繕工事実施前に各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行う際の雛形として「協定書(案)」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

道路と交差等※ する施設 道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他		新たに 設置
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	
高速会社					道路鉄道 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】	跨道橋 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】	地下占用物 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】
直轄					<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
公社							
都道府県 市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

道路鉄道連絡会議の規約変更

奈良県道路鉄道連絡会議規約

(名称)

第1条 本会は「奈良県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)という。

(目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、奈良県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1)跨線橋等の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- (2)関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業
- (3)国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する关心と理解の醸成等）に関する事業
- (4)前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。）

(構成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局奈良国道事務所長、副会長は近畿運輸局鉄道部技術・防災課長及び奈良県国土マネジメント部道路マネジメント課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、近畿地方整備局奈良国道事務所管理第二課、近畿運輸局鉄道部技術・防災課及び奈良県国土マネジメント部道路マネジメント課において処理する。

(開催頻度)

第6条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項については、その都度協議して定めることとする。

(付則)

この規約は、平成29年2月27日から適用する。

この規約は、令和7年2月17日から改正する。

この規約は、令和7年10月31日から改正する。

奈良県道路鉄道連絡会議 構成員

所属	役職	備考
国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所	事務所長	会長
国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 技術・防災課	課長	副会長
奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課	課長	副会長
奈良市 建設部 道路インフラ保全課	課長	
大和郡山市 都市建設部 管理課	課長	
橿原市 都市マネジメント部 建設管理課	課長	
桜井市 都市建設部 土木課	課長	
五條市 都市整備部 土木管理課	課長	
生駒市 建設部 管理課	課長	
香芝市 都市創造部 公園道路管理課	課長	
葛城市 都市整備部 建設課	課長	
宇陀市 建設部 建設課	課長	
三郷町 環境整備部 都市建設課	課長	
高取町 事業課	課長	
王寺町 未来都市創造部 建設課	課長	
河合町 まちづくり推進部 建設課	課長	
大淀町 建設環境部	次長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 阪奈高速道路事務所	副所長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 大阪高速道路事務所	統括課長	
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 施設部	設計協議課長	
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 施設部	工務課長	

[オブザーバー]

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課	道路構造保全官	
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課	課長	
国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	センター長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部	保全第一課長	

[事務局]

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 管理第二課
国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 技術・防災課
奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課

跨線橋の点検結果及び修繕状況について

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、
2019年度:223橋、2020年度:269橋、2021年度:286橋、2022年度:247橋、2023年度:277橋

2巡目(2019～2023年度)点検実施状況

2巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,290	502 (22%)	484 (21%)	402 (18%)	432 (19%)	446 (19%)
跨線橋	1,312	223 (17%)	269 (21%)	286 (22%)	247 (19%)	277 (21%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,665	3,099 (18%)	4,037 (23%)	3,830 (22%)	3,606 (20%)	3,044 (17%)
(参考)全橋梁	99,046	13,500 (14%)	21,930 (22%)	23,715 (24%)	23,445 (24%)	16,111 (16%)

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検の判定区分の割合は、I : 19%、II : 62%、III : 19%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は251橋

全道路管理者

2巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
	I	II	III	IV	
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,266	449 (20%)	1,472 (65%)	345 (15%)	0 (0%)
跨線橋	1,302	250 (19%)	801 (62%)	251 (19%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,616	6,222 (35%)	10,033 (57%)	1,361 (8%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	98,701	36,771 (37%)	56,622 (57%)	5,281 (5%)	27 (0.03%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

国土交通省

2巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
	I	II	III	IV	
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	213	109 (51%)	88 (41%)	16 (8%)	0 (0%)
跨線橋	195	62 (32%)	96 (49%)	37 (19%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,122	2,570 (62%)	1,301 (32%)	251 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	5,186	3,297 (64%)	1,585 (31%)	304 (6%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 2巡目(2019～2023年度)の定期点検結果

高速道路会社

2巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,021	74 (7%)	721 (71%)	226 (22%)	0 (0%)
跨線橋	244	12 (5%)	161 (66%)	71 (29%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	3,855	650 (17%)	2,652 (69%)	553 (14%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	3,896	664 (17%)	2,676 (69%)	556 (14%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

2巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,032	266 (26%)	663 (64%)	103 (10%)	0 (0%)
跨線橋	863	176 (20%)	544 (63%)	143 (17%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	9,639	3,002 (31%)	6,080 (63%)	557 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	89,619	32,810 (37%)	52,361 (58%)	4,421 (5%)	27 (0.03%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 2巡目(2019～2023年度)の定期点検結果

府県・政令市

2巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	577	130 (23%)	387 (67%)	60 (10%)	0 (0%)
跨線橋	538	105 (20%)	342 (64%)	91 (17%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	8,858	2,616 (30%)	5,720 (65%)	522 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	26,096	8,059 (31%)	16,382 (63%)	1,654 (6%)	1 (0.004%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

市町村

2巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	455	136 (30%)	276 (61%)	43 (9%)	0 (0%)
跨線橋	325	71 (22%)	202 (62%)	52 (16%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	781	386 (49%)	360 (46%)	35 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	63,523	24,751 (39%)	35,979 (57%)	2,767 (4%)	26 (0.04%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検は288橋

3巡目(2024年度)点検実施状況

3巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		上段: 点検実施数		下段: 実施率		
		2024	2025	2026	2027	2028
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,294	570 (25%)	-	-	-	-
跨線橋	1,316	288 (22%)	-	-	-	-
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,684	4,035 (23%)	-	-	-	-
(参考)全橋梁	99,165	15,970 (16%)	-	-	-	-

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検の判定区分の割合は、I :20%、II :62%、III :18%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は51橋

全道路管理者

3巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	570	157 (28%)	365 (64%)	48 (8%)	0 (0%)
跨線橋	288	58 (20%)	179 (62%)	51 (18%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,035	1,518 (38%)	2,264 (56%)	253 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	15,970	6,221 (39%)	8,971 (56%)	775 (5%)	3 (0.02%)

※判定区分

I :健全

II :予防保全段階

III :早期措置段階

IV :緊急措置段階

国土交通省

3巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	60	36 (60%)	19 (32%)	5 (8%)	0 (0%)
跨線橋	54	21 (39%)	28 (52%)	5 (9%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	967	619 (64%)	312 (32%)	36 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	1,288	852 (66%)	393 (31%)	43 (3%)	0 (0%)

※判定区分

I :健全

II :予防保全段階

III :早期措置段階

IV :緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

高速道路会社

3巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	185	20 (11%)	136 (74%)	29 (16%)	0 (0%)
跨線橋	58	2 (3%)	36 (62%)	20 (34%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	782	156 (20%)	558 (71%)	68 (9%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	795	159 (20%)	564 (71%)	72 (9%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

3巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	325	101 (31%)	210 (65%)	14 (4%)	0 (0%)
跨線橋	176	35 (20%)	115 (65%)	26 (15%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,286	743 (33%)	1,394 (61%)	149 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	13,887	5,210 (38%)	8,014 (58%)	660 (5%)	3 (0.02%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

府県・政令市

3巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	168	42 (25%)	116 (69%)	10 (6%)	0 (0%)
跨線橋	128	22 (17%)	86 (67%)	20 (16%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,065	620 (30%)	1,305 (63%)	140 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	4,897	1,560 (32%)	3,060 (62%)	277 (6%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

市町村

3巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	157	59 (38%)	94 (60%)	4 (3%)	0 (0%)
跨線橋	48	13 (27%)	29 (60%)	6 (13%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	221	123 (56%)	89 (40%)	9 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	8,990	3,650 (41%)	4,954 (55%)	383 (4%)	3 (0.03%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の1巡目(2014～2018年度)の定期点検で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は237橋
- 修繕等の措置が未完了の跨線橋は35橋

<全橋梁>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	266	266 (100%)	257 (97%)
高速道路会社	430	430 (100%)	396 (92%)
地方公共団体 計	7,076	6,630 (94%)	6,132 (87%)
府県・政令市等	2,210	2,154 (97%)	2,023 (92%)
市町村	4,866	4,476 (92%)	4,109 (84%)
合計	7,772	7,326 (94%)	6,785 (87%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	40	40 (100%)	37 (93%)
高速道路会社	59	59 (100%)	53 (90%)
地方公共団体 計	138	136 (99%)	112 (81%)
府県・政令市等	67	66 (99%)	56 (84%)
市町村	71	70 (99%)	56 (79%)
合計	237	235 (99%)	202 (85%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、2024年度時点で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は251橋
- 修繕等の措置に着手した割合は跨線橋の方が高いが、完了した割合は跨線橋の方が低くなっています、時間を見る傾向

<全橋梁>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	304	232 (76%)	112 (37%)
高速道路会社	556	338 (61%)	232 (42%)
地方公共団体 計	4,448	2,868 (64%)	1,820 (41%)
府県・政令市等	1,655	1,186 (72%)	695 (42%)
市町村	2,793	1,682 (60%)	1,125 (40%)
合計	5,308	3,438 (65%)	2,164 (41%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	37	34 (92%)	17 (46%)
高速道路会社	71	44 (62%)	22 (31%)
地方公共団体 計	143	103 (72%)	46 (32%)
府県・政令市等	91	62 (68%)	31 (34%)
市町村	52	41 (79%)	15 (29%)
合計	251	181 (72%)	85 (34%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

- 奈良県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検は、2019年度:31橋、2020年度:30橋、2021年度:42橋、2022年度:33橋、2023年度:38橋

2巡目(2019~2023年度)点検実施状況

2巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		上段: 点検実施数		下段: 実施率		
		2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	169	57 (34%)	28 (17%)	19 (11%)	24 (14%)	40 (24%)
跨線橋	174	31 (18%)	30 (17%)	42 (24%)	33 (19%)	38 (22%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,647	321 (19%)	472 (29%)	369 (22%)	277 (17%)	206 (13%)
(参考)全橋梁	9,981	1,157 (12%)	2,813 (28%)	2,170 (22%)	2,008 (20%)	1,796 (18%)

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

- 奈良県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検の判定区分の割合は、
I : 14%、II : 62%、III : 24%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は41橋

全道路管理者

2巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	168	38 (23%)	112 (67%)	18 (11%)	0 (0%)
跨線橋	174	25 (14%)	108 (62%)	41 (24%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,645	340 (21%)	1,157 (70%)	148 (9%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	9,944	1,924 (19%)	7,133 (72%)	874 (9%)	13 (0.13%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

国土交通省

2巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	47	28 (60%)	18 (38%)	1 (2%)	0 (0%)
跨線橋	36	12 (33%)	18 (50%)	6 (17%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	426	247 (58%)	148 (35%)	31 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	544	321 (59%)	186 (34%)	37 (7%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

○ 2巡目(2019～2023年度)の定期点検結果

高速道路会社

2巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	36	0 (0%)	28 (78%)	8 (22%)	0 (0%)
跨線橋	10	0 (0%)	5 (50%)	5 (50%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	122	24 (20%)	86 (70%)	12 (10%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	124	25 (20%)	87 (70%)	12 (10%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

2巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	85	10 (12%)	66 (78%)	9 (11%)	0 (0%)
跨線橋	128	13 (10%)	85 (66%)	30 (23%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,097	69 (6%)	923 (84%)	105 (10%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	9,276	1,578 (17%)	6,860 (74%)	825 (9%)	13 (0.14%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

○ 2巡目(2019~2023年度)の定期点検結果

府県・政令市

2巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	16	0 (0%)	15 (94%)	1 (6%)	0 (0%)
跨線橋	80	6 (8%)	58 (73%)	16 (20%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,060	65 (6%)	893 (84%)	102 (10%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	2,340	180 (8%)	1,925 (82%)	235 (10%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

市町村

2巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	69	10 (14%)	51 (74%)	8 (12%)	0 (0%)
跨線橋	48	7 (15%)	27 (56%)	14 (29%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	37	4 (11%)	30 (81%)	3 (8%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	6,936	1,398 (20%)	4,935 (71%)	590 (9%)	13 (0.19%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

- 奈良県内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検は30橋

3巡目(2024年度)点検実施状況

3巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		上段: 点検実施数		下段: 実施率		
		2024	2025	2026	2027	2028
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	169	63 (37%)	—	—	—	—
跨線橋	174	30 (17%)	—	—	—	—
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,649	571 (35%)	—	—	—	—
(参考)全橋梁	9,989	1,710 (17%)	—	—	—	—

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

- 奈良県内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検の判定区分の割合は、I : 10%、II : 67%、III : 23%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は7橋

全道路管理者

3巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	63	34 (54%)	22 (35%)	7 (11%)	0 (0%)
跨線橋	30	3 (10%)	20 (67%)	7 (23%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	571	181 (32%)	356 (62%)	34 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	1,710	552 (32%)	1,044 (61%)	113 (7%)	1 (0.06%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

国土交通省

3巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	28	24 (86%)	4 (14%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	0	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	118	80 (68%)	38 (32%)	0 (0%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	167	115 (69%)	52 (31%)	0 (0%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

高速道路会社

3巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	11	0 (0%)	7 (64%)	4 (36%)	0 (0%)
跨線橋	4	0 (0%)	0 (0%)	4 (100%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	24	1 (4%)	19 (79%)	4 (17%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	24	1 (4%)	19 (79%)	4 (17%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

3巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	24	10 (42%)	11 (46%)	3 (13%)	0 (0%)
跨線橋	26	3 (12%)	20 (77%)	3 (12%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	429	100 (23%)	299 (70%)	30 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	1,519	436 (29%)	973 (64%)	109 (7%)	1 (0.07%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(奈良県内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

府県・政令市

3巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	3	0 (0%)	1 (33%)	2 (67%)	0 (0%)
跨線橋	17	2 (12%)	13 (76%)	2 (12%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	422	100 (24%)	293 (69%)	29 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	642	179 (28%)	421 (66%)	42 (7%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

市町村

3巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	21	10 (48%)	10 (48%)	1 (5%)	0 (0%)
跨線橋	9	1 (11%)	7 (78%)	1 (11%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	7	0 (0%)	6 (86%)	1 (14%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	877	257 (29%)	552 (63%)	67 (8%)	1 (0.1%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(奈良県内)

- 奈良県内の跨線橋(全道路管理者)の1巡目(2014～2018年度)の定期点検で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は30橋
- 修繕等の措置が未完了の跨線橋は6橋

＜全橋梁＞

【奈良県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	37	37 (100%)	37 (100%)
高速道路会社	13	13 (100%)	12 (92%)
地方公共団体 計	948	849 (90%)	718 (76%)
府県・政令市等	209	209 (100%)	208 (100%)
市町村	739	640 (87%)	510 (69%)
合計	998	899 (90%)	767 (77%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

＜跨線橋＞

【奈良県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	8	8 (100%)	8 (100%)
高速道路会社	3	3 (100%)	2 (67%)
地方公共団体 計	19	19 (100%)	14 (74%)
府県・政令市等	6	6 (100%)	6 (100%)
市町村	13	13 (100%)	8 (62%)
合計	30	30 (100%)	24 (80%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(奈良県内)

- 奈良県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、2024年度時点で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は41橋
- 修繕等の措置に着手した跨線橋は85%、措置が完了した跨線橋は44%、未完了は23橋

＜全橋梁＞

【奈良県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	37	36 (97%)	12 (32%)
高速道路会社	12	8 (67%)	3 (25%)
地方公共団体 計	838	527 (63%)	304 (36%)
府県・政令市等	235	205 (87%)	111 (47%)
市町村	603	322 (53%)	193 (32%)
合計	887	571 (64%)	319 (36%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

＜跨線橋＞

【奈良県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	6	5 (83%)	3 (50%)
高速道路会社	5	3 (60%)	1 (20%)
地方公共団体 計	30	27 (90%)	14 (47%)
府県・政令市等	16	15 (94%)	10 (63%)
市町村	14	12 (86%)	4 (29%)
合計	41	35 (85%)	18 (44%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設